

要介護認定等資料提供申出のために必要な書類

本人と契約している事業者の場合

◆ 要介護認定等資料提供申出書（事業者用）

次のいずれかがある場合、本人同意欄は記載不要

- 本人の委任状がある場合
- 契約書等で個人情報提供の本人同意を得ている場合（同意を確認できるものが必要）
- 要介護認定・要支援認定申請書において、個人情報提供の本人同意を得ている場合（申出者が地域包括支援センターの場合のみ）

◆ 申出者の本人確認のための書類

○1点の提示でよい書類

・運転免許証 ・旅券 ・船員手帳 ・海技免状 猟銃・空気銃所持許可証 ・戦傷病者手帳 ・宅地建物取引主任者証 ・電気工事士免状 ・無線従事者免許証 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・写真付き精神保健福祉手帳 ・写真付き住民基本台帳カード ・在留カード又は特別永住者証明書 ・その他国又は地方公共団体の機関が発行した写真のほり付けられた身分証明書又は資格証明書

○2点の提示が必要な書類

・国民健康保険又は船員保険の被保険者証 ・共済組合員証 ・国民年金手帳又は厚生年金手帳 ・国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書 ・共済年金又は恩給等の証書 ・毒物劇物販売業登録票 ・選挙人名簿登録証明書 ・郵便投票証明書 ・その他法令等の規定により交付された書類で通常本人以外の者が所持していることがないと認められる物 ・学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校が発行した写真のほり付けられた身分証明書又は在学証明書 ・勤務先が発行した写真のほり付けられた身分証明書 ・本市の職員による本人であることの証明書

◆ 本人と事業者が交わした契約書もしくは重要事項説明書

写しても可

◆ 申出者が、事業者の従業員等であることを証する書類

次のいずれかが必要

- 事業者が発行した身分証明書
- 事業者の代表者が証する従業員であることの証明書 など